

Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり

主要プラン4

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会などあらゆる分野の活動を担っています。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は、男性に比べて少ないのが現状です。

これまで主に男性が担ってきた政策・方針決定過程に女性の参画を拡大することは、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤をなすものと言えます。

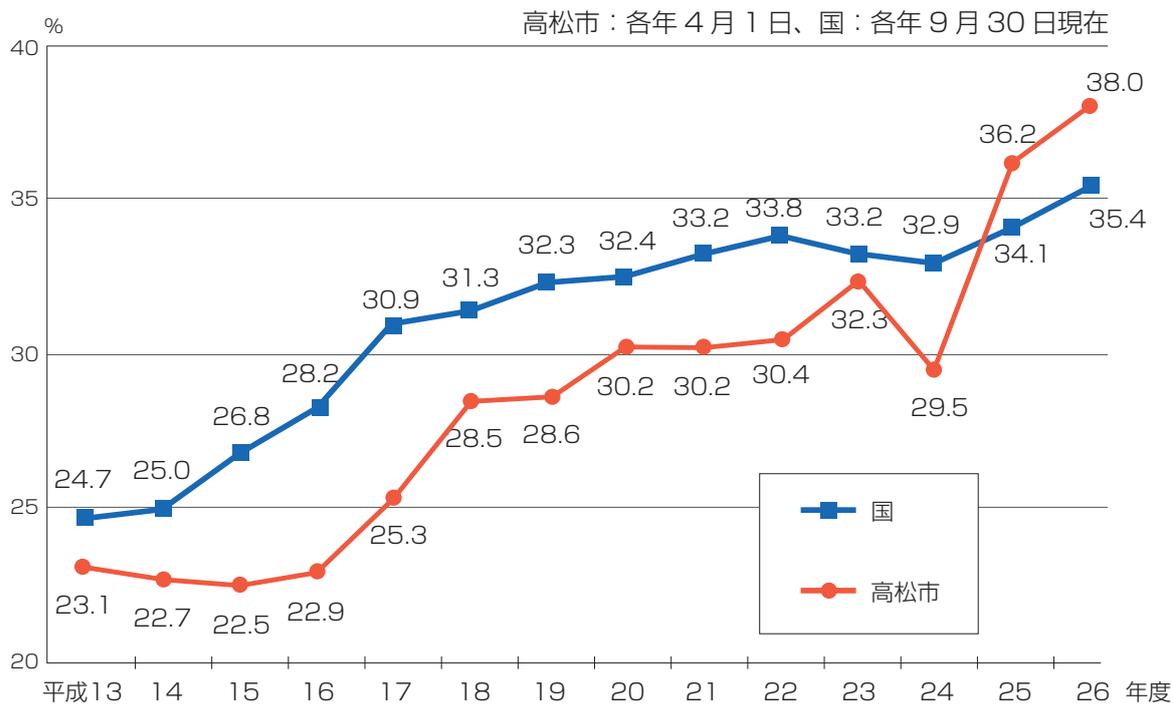
また、人口減少、少子・高齢化の進展に伴い労働力人口が減少していく中で、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためにも、多様な人材による、多様な視点、多様な発想が必要であり、女性の参画拡大をあらゆる分野において進めていくことが求められています。

本市では、審議会等委員への女性の登用推進要綱に基づき、審議会等の委員への女性の登用拡大に取り組んでいます。その結果、平成26年度の女性登用率は、38.0%と、国の登用率を上回っています。また、市職員の女性管理職の割合については、16.9%となっており、徐々に増加してきているものの、より一層の登用拡大を図る必要があります。

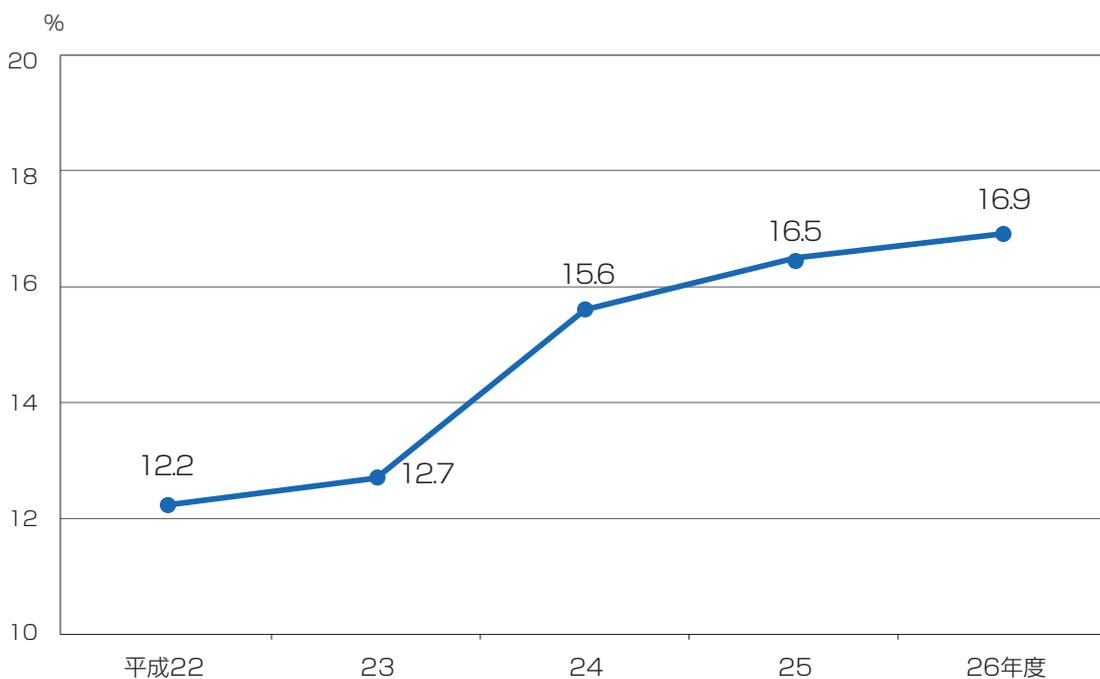
また、本市の事業所実態調査（平成26年）によれば、市内事業所のうち、管理職に占める女性の割合が10%未満である事業所は、63.2%に上っており、女性の参画が十分でない状況がうかがえます。

このため、企業等における女性の政策・方針決定過程への参画拡大について事業者等に働きかけていくとともに、女性の人材育成のための学習機会の充実にも努める必要があります。

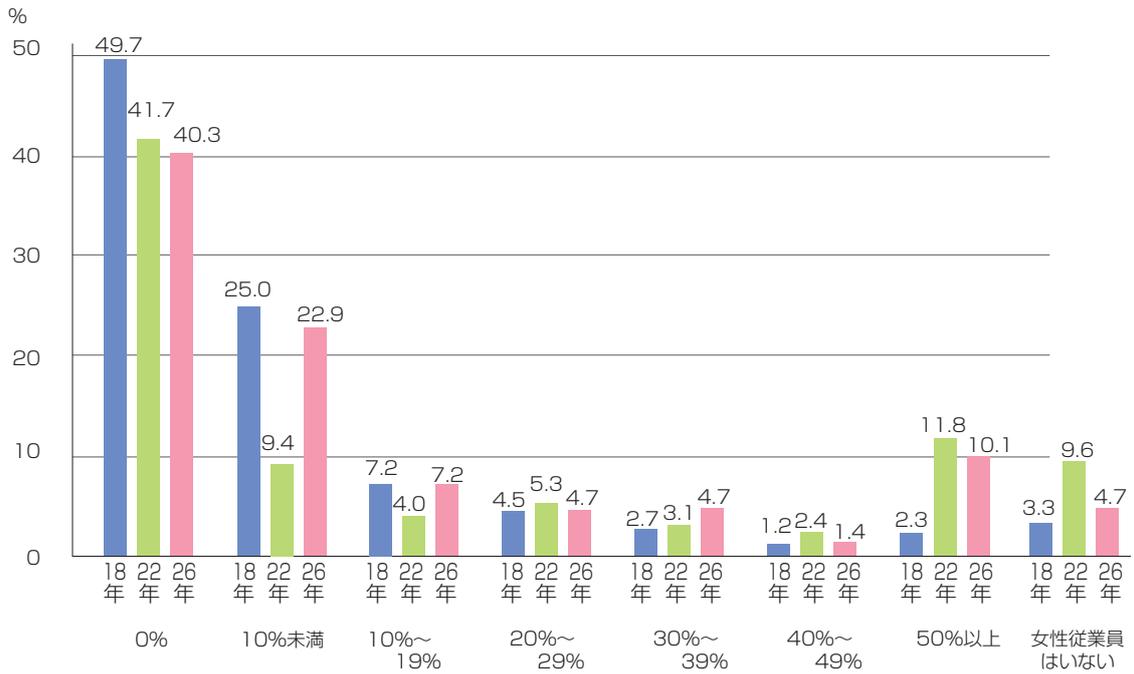
◆ 審議会等での女性委員の登用率の推移



◆ 市職員の女性管理職の割合

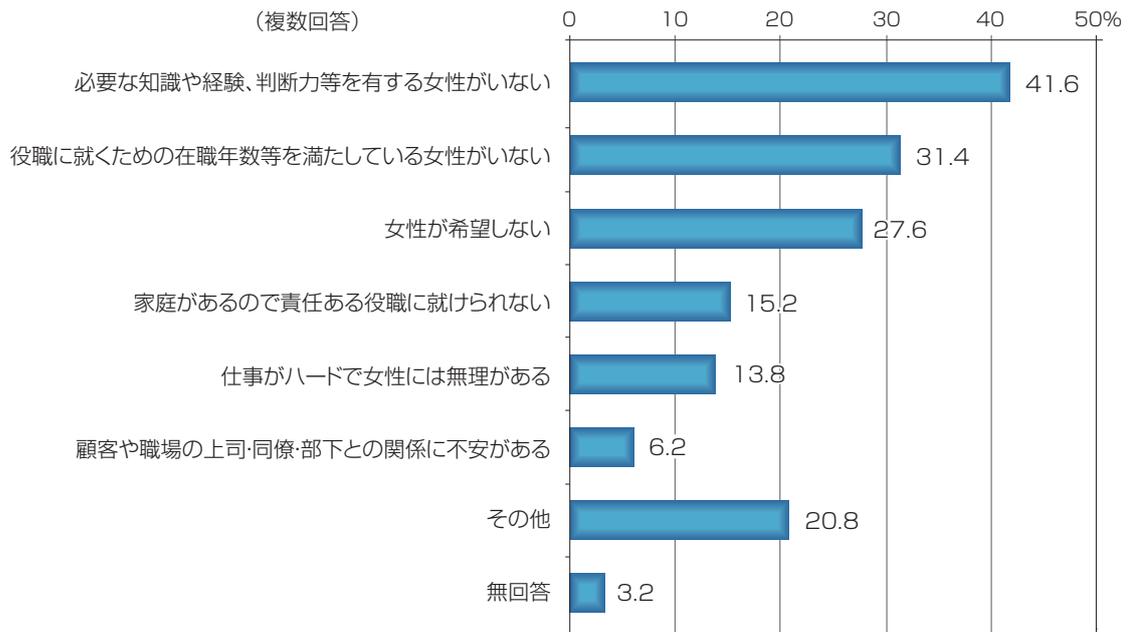


◆ 事業所における女性管理職の状況（前回及び前々回調査との比較）



平成26年高松市男女共同参画に関する事業所実態調査

◆ 女性管理職が少ない理由について



平成26年高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

施策の方向性

1 行政分野における女性の参画拡大

行政は、市民生活に大きな影響を与えることから、その政策や方針決定過程に男女が共に参画することが重要です。また、市民の多様なニーズを反映し、質の高い行政サービスを提供するためにも、女性の視点や発想が不可欠であり、市の審議会等や市管理職への女性の登用を推進します。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|-------------------|---------------------|--------------|
| 市の審議会等における女性の登用拡大 | 審議会等における女性委員の登用推進 | 政策課男女共同参画推進室 |
| 市女性職員の職域拡大と登用拡大 | 市女性職員の管理職への登用推進 | 人事課 |
| | 市女性職員に対するエンパワー研修の実施 | |

施策の方向性

2 経済分野における女性の参画拡大

経済分野においても、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な経済社会を実現するためには、多様な人材の能力の活用等が必要であるという観点から、女性の参画を進めていくことが必要です。このため、企業等における女性の方針決定過程への参画拡大を促進するとともに、女性の人材育成のための学習機会の提供に努めます。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|-----------------------------|--------------------|-----------------------|
| 企業等における女性の方針決定過程への参画拡大の働きかけ | 企業等に対する広報・啓発活動 | 政策課男女共同参画推進室 産業振興課 |
| 女性の人材育成のための学習機会の充実 | キャリア形成に向けたセミナー等の開催 | 政策課男女共同参画推進室 |

施策の方向性

3 農業・水産業等における女性の参画拡大

男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定の締結促進により、女性の農業経営への参画を促進します。また、農業委員会における女性の登用を促進するとともに、農業団体や漁業団体における役員等への女性登用を促進します。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|-------------------------------|---|-------------------|
| 農業経営への女性の参画促進 | 家族経営協定の締結促進 | 農林水産課 農業委員会事務局 |
| 農業団体等における女性の方針決定過程への参画拡大の働きかけ | 農業委員会における女性の登用促進及び農業団体・漁業団体における役員等への女性登用の促進 | 農林水産課 農業委員会事務局 |

Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり

主要プラン5

男性中心型の働き方改革と女性の活躍推進

現状と課題

近年、女性の活躍推進に向けた社会の気運は大きく高まっており、女性の就業率も増加傾向にあります。

しかし、総務省の労働力調査（平成26年）によれば、平成26年における女性の非労働力人口のうち、就業を希望しているものの、育児や介護等を理由に働いていない女性は約300万人に上っています。さらに、子育て期の女性については、第一子出産を機に約6割の女性が退職するなど、出産・育児を理由に退職する女性は多く、30代の女性の就業率は低い水準にとどまっています。

一方、我が国は急速な人口減少局面を迎え将来の労働力不足が懸念されており、また、国民のニーズの多様化やグローバル化等に対応するためには、企業等における人材の多様性を確保することが不可欠となっています。このため、人材の確保にとどまらず、企業活動に多様な価値観や創意工夫をもたらし、経済社会を活性化させるという点において、女性の活躍の推進が重要になっています。

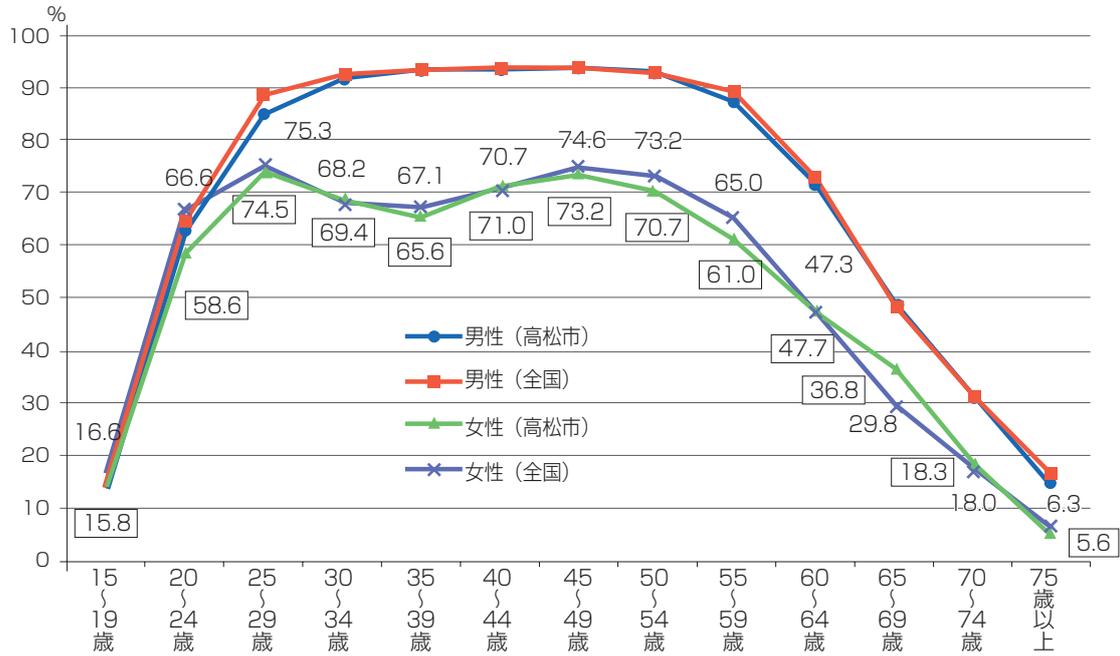
さらに、平成27年8月に成立した女性活躍推進法により、民間事業者や国、地方公共団体では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました（常時雇用する労働者の数が300人以下の民間事業者については努力義務）。働く場における女性の活躍が一層進むよう、関係機関や団体、企業等が連携した取組を推進していくことが求められています。

こうした中、雇用の場においては、男性正社員を前提とした長時間労働や女性の非正規雇用などを特徴とする男性中心型の働き方が依然として根付いており、男性の家庭生活への参画が十分得られないことから、結果として女性が職場において十分に活躍できない一因となっています。

このため、長時間労働の削減等の働き方改革を進めることが極めて重要であり、そのためには管理職を含めた企業トップの意識改革を促すとともに、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進することが必要です。

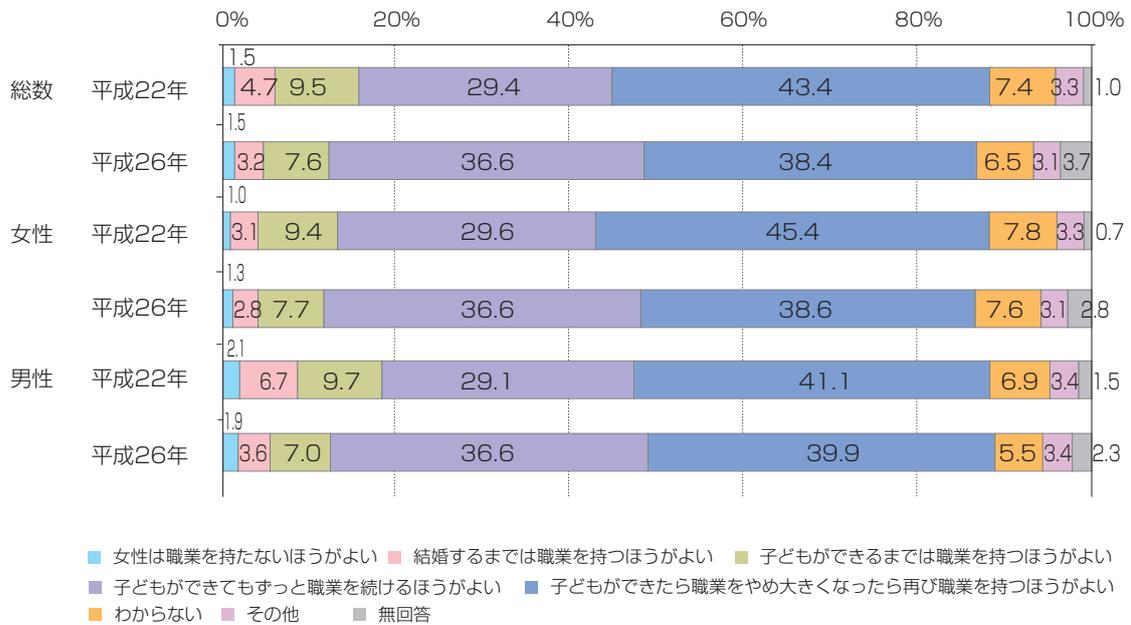
また、延長保育・病児保育など多様なニーズに応じた保育サービスや地域における子育て支援の充実とともに、介護保険サービスの充実などにより介護の負担軽減を図ることも必要です。

◆ 年齢階級別有業率



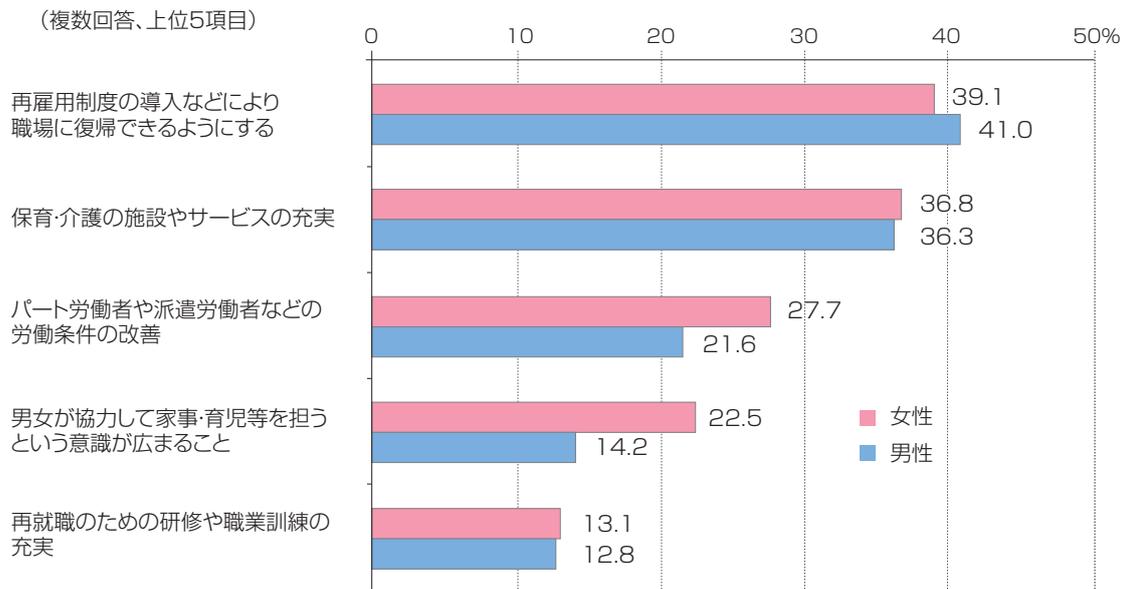
平成24年就業構造基本調査(総務省)

◆ 女性が職業を持つことについてどう思うか



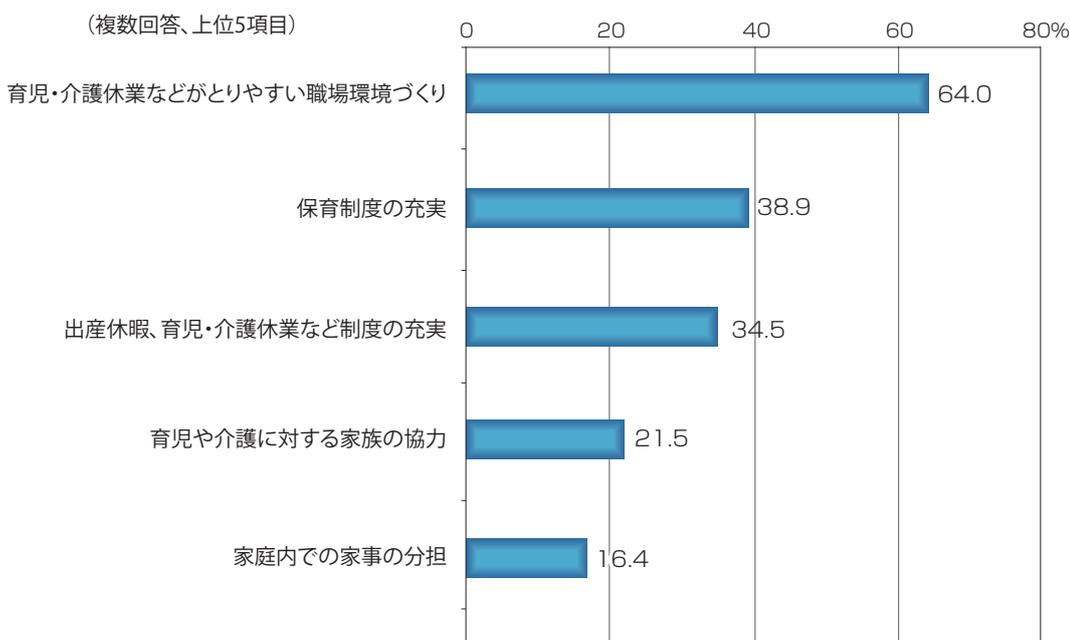
平成26年高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

◆ 女性が再就職しやすくするために必要なこと



平成 26 年高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

◆ 男女が平等に仕事を続けていくために必要なこと



平成 26 年高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

施策の方向性

1 企業等における女性活躍の取組の促進

企業等における女性の活躍推進に向けた取組を促進するため、優れた取組を行う事業主に対する表彰や好事例の情報提供を行うとともに、一般事業主行動計画の策定等について努力義務となっている中小企業等の取組を支援します。

また、長時間労働を前提とした男性中心型の働き方の見直しを進めるため、管理職を含めた企業トップの意識改革を促進します。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|--------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 企業における女性の活躍状況等の「見える化」の促進 | 女性の活躍推進等に向けて優れた取組を行う企業の表彰 | 政策課男女共同参画推進室 産業振興課 |
| | 優良企業に関する情報発信等 | |
| 中小企業等における取組の促進 | 一般事業主行動計画の策定等を支援するアドバイザーの派遣 | 政策課男女共同参画推進室 |
| 働き方改革に向けた意識改革の促進 | 企業経営者や管理職を対象とした「イクボス」研修等の開催 | 政策課男女共同参画推進室 産業振興課 |
| | 両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりを進めるためのセミナー等の開催 | |
| | 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入に向けた研修会等の開催 | |

施策の方向性

2 女性に対する就労支援の充実

女性の継続就業や再就職等に向けた相談に応じ、関係機関の紹介や情報提供、アドバイス等を行う相談窓口を設置することにより、女性の活躍を効果的に支援します。

また、出産・育児等を機に離職した女性の再就職に向けたスキルアップを支援するための学習機会の提供に努めるとともに、多様で柔軟な働き方への情報提供を行います。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|-----------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 相談体制の充実 | 女性の就労をサポートする相談窓口の設置 | 政策課男女共同参画推進室 産業振興課 |
| | 男女共同参画センターにおける女性こころの相談事業の実施 | |
| 再就職等に向けた学習機会の提供 | 男女共同参画センターにおける学習研修事業（就職支援パソコン講座等）の実施 | 政策課男女共同参画推進室 |
| | キャリア形成に向けたセミナー等の開催（再掲） | |

施策の方向性

3 男性の家庭生活への参画の促進

女性の職業生活における活躍の推進を効果的に進めていくためには、女性だけでなく、男性を含めた社会全体の意識改革が重要であり、女性の活躍推進に関する市民の関心と理解を深め、その協力が得られるよう、社会的気運の醸成を図ります。

また、男性の家事・育児等の家庭生活への参画は、女性の活躍を推進する上で重要な課題の一つであり、男性の意識改革を促すとともに、育児休業等、男性による両立支援制度の活用を促進します。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|--------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 男性の意識改革と社会全体の気運の醸成 | 広報・啓発活動 | 政策課男女共同参画推進室 |
| | 男性の家庭参画・育児休業の取得促進に向けた「イクメン」セミナー等の開催 | |
| 男性による両立支援制度の活用の促進 | 両立支援制度の周知・啓発活動 | 政策課男女共同参画推進室 産業振興課 |

施策の方向性

4 仕事と家庭の両立のための環境整備

多様なニーズに対応した保育サービスや地域における子育て支援の充実に努めるとともに、子育て支援情報の効果的な発信を推進します。

また、介護と仕事の両立を支援するため、介護サービスの充実に努めます。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|------------------|----------------------------|--|
| 保育サービスの充実 | 保育所等入所待機児童の解消 | 子育て支援課 こども園運営課 |
| | 特別保育（乳児保育、延長保育、病児保育事業等）の実施 | |
| 地域における子育て支援の充実 | ファミリー・サポート・センター事業の実施 | 障がい福祉課 子育て支援課 子育て支援課こども未来館整備室 こども園運営課 |
| | 放課後児童クラブ等の実施 | |
| | 地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業の実施 | |
| | 児童館事業の実施 | |
| 子育て支援に関する情報提供の推進 | 子育て支援総合情報の発信 | 子育て支援課 |
| | 子育て支援総合情報の発信 | |
| 介護支援事業の充実 | 地域包括支援センター、老人介護支援センター事業の実施 | 介護保険課 長寿福祉課地域包括ケア推進室 地域包括支援センター |
| | 在宅医療・介護連携事業の推進 | |
| | 介護保険サービスの充実 | |
| | 生活支援・介護予防サービス提供体制の構築 | |

施策の方向性

5 市役所における女性活躍の推進

女性ならではの視点や感性を市政運営に生かし市民サービスの向上につなげられるよう、女性職員の登用拡大を図ります。

また、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るため、柔軟な働き方を推進するとともに、男女共に育児・介護休業等の取得と円滑な職場復帰ができるよう、制度の周知と利用しやすい職場環境づくりに努めます。

さらに、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の着実な推進を図るとともに、女性職員がいきいきと活躍できる職場づくりに向けて、全庁横断的な推進体制を充実させます。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|------------------|-------------------------------------|-----|
| 女性職員の登用拡大 | 市女性職員の管理職への登用推進（再掲） | 人事課 |
| 育児・介護休業等の取得促進 | 両立支援制度の周知と利用しやすい職場環境づくりに向けた啓発 | 人事課 |
| 柔軟な働き方の推進 | 夏の生活スタイル変革、フレックスタイム制度の導入検討 | 人事課 |
| 行動計画の策定及び推進体制の充実 | 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定及び実施委員会による推進 | 人事課 |



Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり

主要プラン6

雇用等における均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

雇用の分野においては、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法、育児・介護休業法の改正など、法制面での充実が図られてきたこと等により、男女間の賃金格差が縮小傾向にあるほか、企業における女性管理職の割合も増えているなど、一定の改善が見られます。

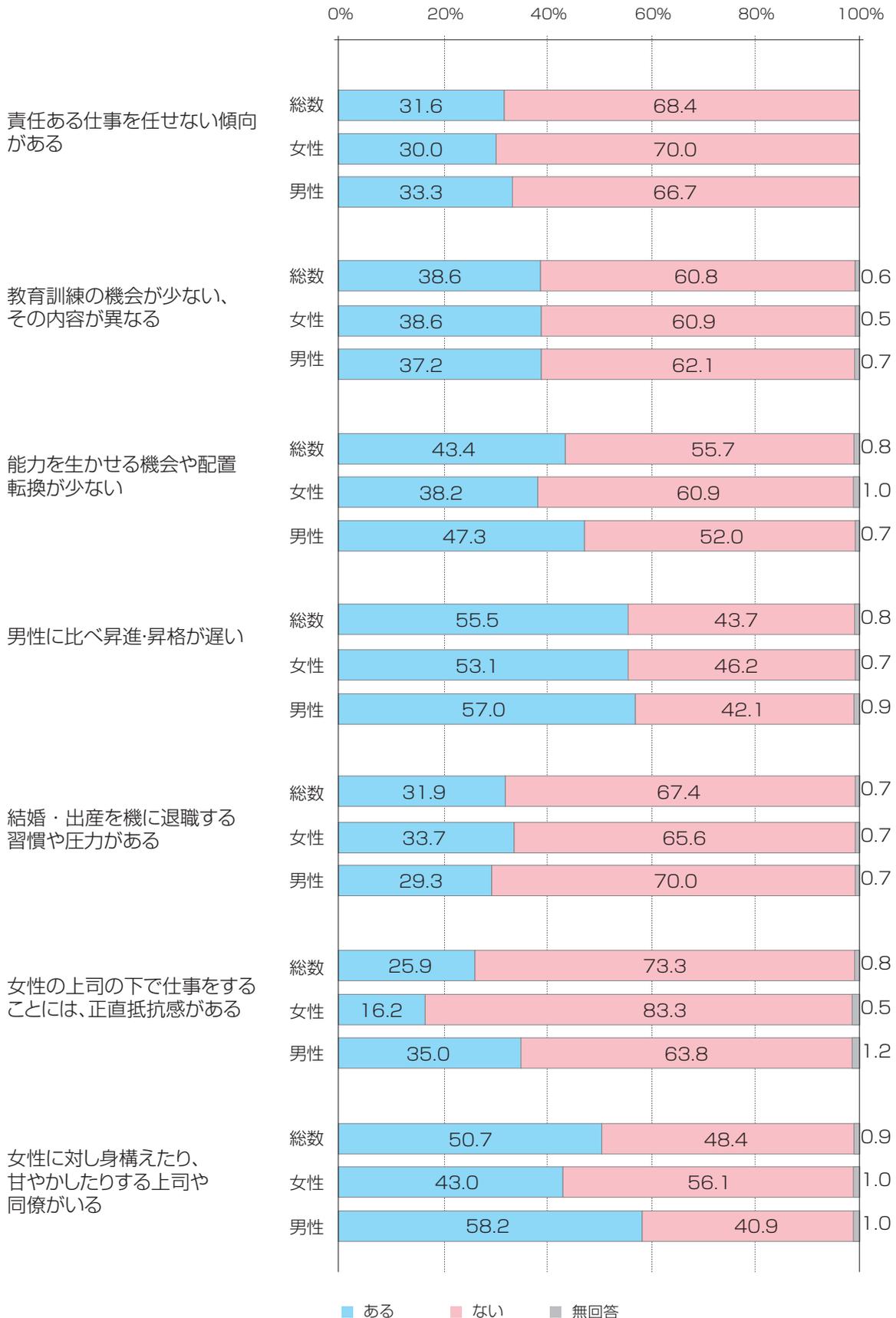
しかしながら、いまだ「M字カーブ問題」は解消されておらず、女性の就業者に占める非正規雇用の割合が過半数を超え、男女間の賃金格差の縮小も小幅にとどまっているなど、課題が依然として残っており、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる環境づくりが求められています。

本市の市民生活意識調査（平成26年）では、職場の女性に関する事柄について、「男性に比べ昇進・昇格が遅い」55.5%、「能力を生かせる機会や配置転換が少ない」43.4%、「教育訓練の機会が少ない、その内容が異なる」38.6%、となるなど、前回調査（平成22年）と比べて改善しているものの、依然として固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行等が根強く残っていることがうかがえます。また、職場における男女の地位の平等感については、「男性の方が優遇されている（どちらかといえば男性優遇を含む）」と回答した人が、65.9%となっており、多くの人々が不平等感を抱いています。

このため、男女が均等な機会の下で一層活躍できるよう、男女雇用機会均等法等の履行確保はもとより、女性の能力が十分に発揮できるようにするための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進等による男女間格差の是正などに取り組んでいく必要があります。

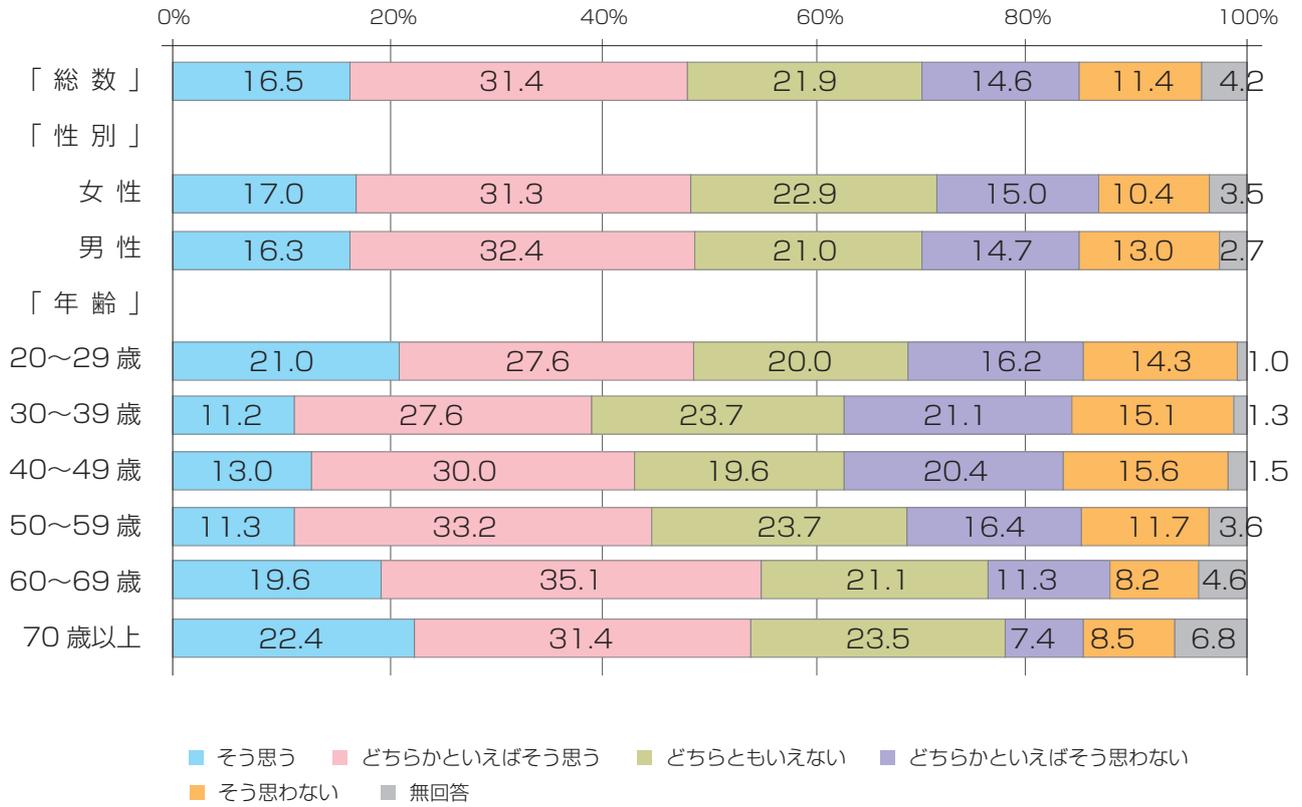
また、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、育児・介護等の環境整備を図るとともに、男女が共に、ライフステージに応じて多様な生き方、働き方を選択して社会のあらゆる分野に参画し、活躍できるよう、長時間労働の削減や生産性の向上に向けた効率的な働き方の改革などを通して、ワーク・ライフ・バランスのとれた社会の実現が望まれています。

◆ 職場の中で、女性について、次のように感じることはありますか



平成 26 年高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

◆ ワーク・ライフ・バランスについて、自分が希望する時間の使い方ができていると思うか



平成 26 年高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査



施策の方向性

1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

女性が能力を十分に発揮することができるよう、国や県などの関係機関と連携した取組により、男女雇用機会均等法の履行を確保するとともに、事業者による女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）等を促進します。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|-----------------|--|-----------------------|
| 労働関係法令の周知 | 「たかまつ労政だより」の発行等による広報・啓発活動 | 産業振興課 |
| 職場における男女共同参画の促進 | 女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）についての情報提供 | 政策課男女共同参画推進室 産業振興課 |
| 働く男女の健康管理対策の促進 | 母性健康管理指導事項連絡カード等の制度の普及 | 人事課 |
| | 市職員に対するメンタルヘルス等健康管理事業の実施 | 保健センター |

施策の方向性

2 多様な生き方、働き方を可能にするための支援

多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がそれぞれ選択した生き方において、その能力を十分に発揮することができるようにすることが必要です。特に、結婚や出産を機に離職した女性の再就職は容易でないことから、就労に関する情報提供を積極的に行うとともに、再就職を希望する女性の職業能力の開発への支援や学習機会の提供に努めます。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|------------------|--|-------------------------------|
| 女性の職業能力の訓練・開発の促進 | 男女共同参画センターにおける学習研修事業（就職支援パソコン講座等）の実施（再掲） | 政策課男女共同参画推進室 生涯学習課生涯学習センター |
| | 生涯学習センター等におけるセカンドキャリア支援のための講座の開催 | |
| 就労に関する情報提供の推進 | 市ホームページ「ワーキングたかまつ」による情報提供 | 産業振興課 |

施策の方向性

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働の削減や生産性の向上に向けた効率的な働き方の改革などを通して、ワーク・ライフ・バランスを推進することが事業者、労働者双方にとって有益かつ重要なものであることの周知・啓発に取り組みます。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|-------------------------|-------------------------------|--------------|
| ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進 | 男女共同参画週間等における広報・啓発活動（再掲） | 政策課男女共同参画推進室 |
| | 男女共同参画市民フェスティバルの開催（再掲） | |
| 企業等における取組の促進 | 「たかまつ労政だより」の発行等による広報・啓発活動（再掲） | 産業振興課 |
| 市役所における取組の推進 | 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 | 人事課 |
| | 新病院整備に伴う院内保育所の整備 | 新病院整備課 |

施策の方向性

4 多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備

男女が共に仕事と家庭に関する役割を担えるよう、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等、子育て支援の一層の充実を図るとともに、地域包括ケアの実現に向けた取組を進め、家族の介護負担の軽減等を図ります。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|---------------|----------------------------|---------|
| 保育サービスの充実（再掲） | 保育所等入所待機児童の解消 | 子育て支援課 |
| | 特別保育（乳児保育、延長保育、病児保育事業等）の実施 | こども園運営課 |

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|----------------------|----------------------------|--|
| 地域における子育て支援の充実（再掲） | ファミリー・サポート・センター事業の実施 | 障がい福祉課 子育て支援課 子育て支援課こども未来館整備室 こども園運営課 |
| | 放課後児童クラブ等の実施 | |
| | 地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業の実施 | |
| | 児童館事業の実施 | |
| | 子育て世代親元近居等支援事業の実施 | |
| 子育て支援に関する情報提供の推進（再掲） | 子育て支援総合情報の発信 | 子育て支援課 |
| 子育てに関する相談や学習機会の充実 | 児童生徒等を対象とした保育体験事業の実施 | こども園運営課 保健センター 生涯学習課 |
| | 保護者等を対象とした家庭教育推進事業の実施 | |
| | はじめてのパパママ教室、保健セミナー等の開催 | |
| | 乳幼児相談、育児支援事業の実施 | |
| ひとり親家庭等に対する支援 | ひとり親家庭等を対象とした相談体制の充実 | こども家庭課 |
| | 自立支援プログラムの策定による就労支援 | |
| | 資格取得等の促進、就労支援講習会の開催など | |
| 介護支援事業の充実（再掲） | 地域包括支援センター、老人介護支援センター事業の実施 | 介護保険課 長寿福祉課地域包括ケア推進室 地域包括支援センター |
| | 在宅医療・介護連携事業の推進 | |
| | 介護保険サービスの充実 | |
| | 生活支援・介護予防サービス提供体制の構築 | |

Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり

主要プラン7

地域における男女共同参画の推進

現状と課題

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要な役割を果たしています。

本市では、高松市自治基本条例の下、「地域の特性を生かし、多様な主体が参画・協働するまちづくり」を理想像とし、情報共有、参画、協働の基本原則に従い、市民一人一人が持つ個性と、それぞれの地域が持つ特性を大切にしながら、市民と行政との協働によるまちづくりを進めており、そのためには、一人一人の積極的な社会参加が必要です。

地域においては、これまで、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動など、多様な地域活動は主婦を中心とした女性の力によって支えられてきましたが、一方で、自治会や地域コミュニティ協議会等の地域団体における会長などの役職については、男性がその多くを占めています。

本市の市民生活意識調査（平成26年）では、「地域活動の場では男性優遇になっている（どちらかといえば男性優遇を含む）」と感じている人の割合は、40.6%に上っており、地域社会の中に、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会通念や慣習、しきたり等が根強く残っていることがうかがえます。

今後多くの地域において、人口減少、少子・高齢化が急速に進む中、活力ある地域社会を維持していくためには、男女が共に地域を担う男女共同参画の推進が不可欠となっています。このため、地域における男女共同参画意識の醸成や、自治会・地域コミュニティ協議会などの政策・方針決定過程への女性の参画拡大、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画など、地域活動における男女共同参画の推進が求められています。

◆ 地域コミュニティ協議会における正副会長のうち女性の割合

| H24 | H25 | H26 |
|-------|-------|-------|
| 19.6% | 17.9% | 18.8% |

施策の方向性

1 地域活動における男女共同参画の推進

地域の活動において、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、男女共に多様な年齢層の参画を促進するとともに、自治会や地域コミュニティ協議会等、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。また、女性のエンパワーメントにつながるリーダー養成講座等の開催や市職員の地域活動への参画を進め、地域活動における男女共同参画を促進します。

| 施策 | 主な取組 | 担当課 |
|----------------------|--------------------------------|---|
| 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 | 広報・啓発活動 | 政策課男女共同参画推進室 |
| 地域活動における男女共同参画の促進 | 男女共同参画に関するリーダー養成講座等の開催 | 政策課男女共同参画推進室 コミュニティ推進課 人事課 生涯学習課生涯学習センター |
| | 地域コミュニティ活動における人材の養成 | |
| | コミュニティセンター等における男女共同参画に関する講座の開催 | |
| | NPO等市民活動団体との協働・連携の推進 | |
| | 市職員のボランティア休暇取得促進 | |